

# 鳥取縣公報

第三百十二號

昭和七年四月廿二日

金曜日

## 縣令

◇鳥取縣令第二十四號

昭和三年九月鳥取縣令第五十六號鑛泉地區取締規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ施行ス

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

第一條 第二號中「圖面」ノ次ニ「(六百分ノ一)」ヲ加フ

第二條 第一項各號及第二項ヲ左ノ如ク改ム

一 掘鑿地点ハ既設ノ各鑛泉又ハ池井ノ最近邊緣ヲ起点トシテ夫等ノ有スル深長ト新ニ掘鑿セムトスルモノノ深長トノ和ニ更ニ十「メートル」ヲ加ヘタル距離以上ヲ保有スベキコト但シ掘鑿地點ニ於テ岩磐ノ露出セル場合ハ泉脈ノ狀況ニ依リ本號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

00497

二 鑛泉誘導埋沒管ハ口徑八「センチメートル」以內ノ木管、土管又ハ金屬管ヲ使用スルコト但シ埋沒管ノ口徑ハ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項第一號但書ノ場合ハ地層及地質ニ關スル鑑定書ヲ添付スベシ

第三條 中「同郡三朝村大字山田字梁瀨、石場市ケ坪、土手下、馬場、上前河原、渡上リ同郡同村大字三朝字下河原、半畑、塚田、森崎、村通、株湯、石田、上古川、下古川、外谷、椋谷口、山根、三谷口」ヲ

「同郡三朝村大字山田、同郡三朝村大字三朝」ニ改ム

第九條 中「變更シタル」ヲ「變更セムトスル」ニ改ム

附 則

本令施行前許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

告 示

◇鳥取縣告示第五百十號

東伯郡下北條村下神耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

00498

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

◇鳥取縣告示第五百十一號

氣高郡湖山村瀨第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

氣高郡湖山村

組合長 上 山 源 藏

同郡末恒村大字三津

組合副長 麻 木 善 吉

◇鳥取縣告示第五百十二號

西伯郡富益村耕地整理一人施行ノ件認可セリ

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

00499

◆鳥取縣告示第五百十三號

八頭郡山形村消防組ノ組織ヲ變更シ其ノ組員數ヲ左ノ通定ム

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館

哲 二

一、設置區域

八頭郡山形村大字篠坂

二、名 稱

山形村消防組第七部

三、組員數

組 頭	部	名	小	頭	消	防	手
一	第	七	部	一			二
							五

00500

◆鳥取縣告示第五百十四號

道路愛護治水施設保全獎勵規程左ノ通定ム

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館

哲 二

道路愛護治水施設保全獎勵規程

第一條 道路河川愛護保全ノ思想ヲ普及シ其ノ改良完備ヲ期スル爲道路愛護會又ハ治水施設保

全會ヲ組織シタルモノニシテ其ノ成績優良ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 道路愛護會又ハ治水施設保全會ハ青年團、在郷軍人分會、婦人會其ノ他市町村若ハ市町

村ノ一部ヲ區域トスル團體又ハ市町村單獨ニ又ハ協同シテ之ヲ組織スルコトヲ得

第三條 道路愛護會又ハ治水施設保全會ヲ組織セムトスル團體ハ別記第一號様式ニ依リ所轄土

木出張所長ニ申出ツヘシ

參加團體作業ニ從事シタルトキハ第二號様式ニ依リ其ノ狀況ヲ所轄土木出張所長ニ報告スヘ

- シ土木出張所長ニ於テ第一項ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄警察署長ニ通知スヘシ
- 第四條 土木出張所長ハ道路愛護會又ハ治水施設保全會ヲ組織シタル團體ニ對シ常ニ其ノ區域内ノ道路愛護及治水施設保全ニ關スル公共心ノ厚薄作業ノ良否ヲ視察シ其ノ成績ヲ考查スヘシ
- 第五條 土木出張所長ハ所轄警察署長ト協議ノ上道路愛護會又ハ治水施設保全會ヲ組織セル團體ノ事績及成績調書ヲ作製シ願位ヲ附シテ毎年十二月二十日迄ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第六條 知事ハ審査長及審査員ヲシテ前條ノ報告ヲ審査セシム
- 第七條 審査ハ毎年一回之ヲ行ヒ第一次審査及第二次審査ニ區分ス第一次ハ各郡市毎ニ行ヒ第二次ハ各郡市ヲ通シテ之ヲ行フ
- 第八條 審査長ハ内務部長ニ副審査長ハ土木課長ニ審査員ハ道路技師土木技師及其ノ他必要ニ應シ知事之ヲ命ス第一次審査ノ審査員ハ土木出張所長警察署長其ノ他各郡市毎ニ必要ニ應シ知事之ヲ囑託ス

第九條 審査ハ道路愛護及治水施設保全ニ關スル公共心ノ厚薄作業成績ノ良否ヲ調査スルヲ以テ目的トスルモ其ノ標準概ネ左ノ如シ

一、當該團體區域内ノ國道、府縣道、市道及町村道、各種河川ノ保持宜シキヲ得現狀良好ナルコト

二、費用若ハ勞力ノ負擔方法宜シキヲ得最モ經濟的ニ使用シ且ツ圓滿ニ支辨シ得タルコト

三、團體全般ノ成績良好ナルコト

前項第一號ノ審査ハ當該道路ノ構造交通狀況又ハ治水施設ノ實狀及管理者維持修理ノ程度等ヲ斟酌シテ其ノ成績ヲ考查スルモノトス

第十條 審査ノ結果成績優良ナルモノハ之ヲ五等ニ分チ左ノ褒賞ヲ授與ス

- 一 等 褒狀並賞金 貳百圓
- 二 等 同 百圓
- 三 等 同 五拾圓
- 四 等 同 參拾圓
- 五 等 褒狀

第十一條 褒賞授與ノ期日ハ毎年二月十一日トス

第十二條 道路愛護又ハ治水施設保全ニ關スル篤行者アルトキハ所屬市町村長ハ其ノ事績ヲ録シ所轄土木出張所長ヲ經テ知事ニ上申スヘシ

00503

土木出張所長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ實狀ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ  
第十三條 知事ハ前條ノ篤行者ノ事績ヲ第六條ノ規定ニ依ル審査長及審査員ヲシテ審査セシメ之  
ヲ表彰スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

道路愛護治水施設保全獎勵參加申込書

郡

村町

一、團 体 名

二、地 域

三、團體組織ノ概要

イ、組 織

ロ、團體人員數

00504

四、參加地域道路延長、河川延長又ハ砂防箇所數

種 別	路川名又ハ砂防名	道路延長、河川延長又ハ砂防箇所數	摘 要
國 道	何 々 々 線		
府 縣 道	何 々 々 線		
町 村 道	何 々 々 線		
河 川	何 々 々 線		
砂 防	何 々 々 線		
計			

右ハ昭和七年四月鳥取縣告示第五百五十四號道路愛護治水施設保全獎勵規程第三條ニ依リ申込候也

昭和 年 月 日

右團體代表者

鳥取縣知事

殿

00505

備

- 一、団体名  
参加団体ノ名稱ヲ記載スルコト
  - 二、地域  
一市町村ヲ地域トスルトキハ本市町村一圓又ハ大字ヲ地域トスルトキハ何々大字一圓ト記載スルコト
  - 三、団体組織ノ概要  
イ、組織ハ各種団体聯合ノ場合ハ其ノ団体名ヲ其ノ他ハ組織ノ概要ヲ記載スルコト  
ロ、団体人員數ハ各種団体聯合ノ場合ハ各団体別ノ人員ヲ記載スルコト
- 第二號様式
- 道路愛護治水施設保全獎勵作業狀況報告

月 日	作業ノ 目的物	區 域	此ノ延長	作業方法	作 業 時 間	作業人員	備 考
							村町 郡

00506

昭和 年 月 日

右団体代表者名

鳥取縣知事 殿

備 考

- 一、作業ノ目的物ニハ國道、府縣道、市道、町村道名河川名又ハ砂防ノ區別ヲ記載スルコト
- 二、區域ハ作業ノ目的物ノ所屬部落名ヲ記載スルコト
- 三、延長ハ道路河川ニ在リテハ延長砂防ニ在リテハ箇所數ヲ記載スルコト
- 四、作業方法ハ道路愛護治水施設保全獎勵參加団体作業方法ニ依ル作業ノ種類ヲ記載スルコト
- 五、作業延時間ハ各作業人ノ作業シタル時間ヲ通算シタル延時間ヲ記載スルコト
- 六、作業人員ハ作業ニ従事シタル人員ヲ記載スルコト

◆鳥取縣告示第百五十五號

道路愛護治水施設保全獎勵參加団体作業方法左ノ通定ム

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事 館 哲 二

道路愛護治水施設保全獎勵參加団体作業方法

第一條 道路河川及砂防ノ整理ハ概ネ左記各號ニ依ルヘシ

一、諸車其ノ他ノ物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ物干場ニ使用スル等交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲サシメサル様常ニ注意スルコト

二、路面ニ轉在スル玉石、栗石其ノ他交通ノ障害トナルヘキモノハ之ヲ取除クコト

三、路肩ニ繁茂セル雜草ハ之ヲ削取り實用路面ヲ有効ナラシメ路面ノ塵埃、泥土、雜草等ハ之ヲ除却シ常清潔ヲ保持スルコト

四、冬季ニ於テ實用路面ノ積雪及結氷ヲ除去シ其ノ他ノ季節ニ於テハ路面ニ適度ノ撒水ヲ爲スコト

五、車馬避讓ノ爲待避所ヲ使用セシムル様指導スルコト

六、道路元標、道路標識其ノ他道路ニ附屬セル建設物ノ保持ヲ爲スコト

七、橋梁、側溝、暗渠、土管等ニ漂流物泥土雜草落葉其ノ他ノ障害物入り込ミ排水不良ナル箇

00508

00507

所アルトキハ充分掘リ浚ヘ障害物ハ之ヲ除却シ水行ニ支障ナカラシムルコト

八、降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク区域内ノ道路ヲ巡視シ水溜リ其ノ他排水不良ノ箇所ニ對シ相當手入ヲ爲スコト

九、護岸、水制、測量標、量水標等總テ河川ノ工作物ヲ保護スルコト

一〇、捕魚ノ爲メ河川敷地ニ石付又ハ搔上ケ堤ヲ設ケ流水ヲ阻害スルカ如キ設備ヲ爲ササルコト但シ用水取入ノ爲メ一時掘鑿土ノ盛土ヲ爲スハ此ノ限ニアラス

一一、堤防敷ニ生スル雜草ハ毎年二回以上之ヲ刈取り雜木根ハ毎年一月又ハ二月中ニ除却スルコト

一二、道路兼用ニ非サル堤防内ヘ猥ニ牛馬車ノ曳入ヲ爲ササルコト

一三、水防器具及材料ハ毎年出水期前ニ一應調査シ若シ不足ヲ生シタルトキハ補足スルコト

一四、堤防内ニ生スル筍ヲ採取シ又ハ家畜ノ類ヲ放牧セサルコト

一五、堤防ニ杭木ヲ打込ミ又ハ猥ニ昇降セサルコト

一六、堤防ニ破損ヲ生シタルトキハ直ニ應急修理ヲ爲シ若シ大破損ニシテ技術ヲ要スルトキハ所轄土木出張所長ニ報告スルコト

- 一七、堤防敷及河川敷ニ塵埃其ノ他汚物ヲ捨テサルコト
  - 一八、其ノ他河川及堤防ニ害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲ササルコト
  - 一九、山林濫伐ノ弊害ヲ防止スルコト
  - 二〇、山火ノ防止ニ努ムルコト
  - 二一、崩壊地岸盤露出箇所並其ノ周圍ノ樹木伐採、落葉ノ採取等ノ行爲ハ可成爲ササルコト
  - 二二、砂防ノ爲メ植付ケタル植物其ノ他ノ雜木ヲ拔取り又ハ伐採セサルコト
  - 二三、樹栽ヲ獎勵シ土砂ノ打止水源ノ涵養水害防備ニ努ムルコト
  - 二四、荒廢地復舊施設並植栽木ノ愛護ニ努ムルコト
  - 二五、保安林施業ニ留意スルコト
  - 二六、制限地開墾作業ニ留意スルコト
  - 二七、制業制限ヲ要スルカ如キ急傾斜地ノ樹木ノ伐採ニハ特ニ留意スルコト
- 第二條 道路及河川工作物ノ修繕並ニ排水ノ手入ハ概ネ左ノ方法ニヨルヘシ
- 一、路面ノ凹凸ハ之ヲ削リ均スルコト
  - 二、路面ニ大ナル凹所又ハ洗堀ヲ生シタルトキハ先ツ以テ素地ヲ打チ起シ砂利又ハ眞砂土ヲ補足

- シテ馴染ヨクシ輕度ナル蒲鋒形ニ仕上クルコト
- 三、路面ノ車跟ハ車跟ノ兩側ニ餘レル砂利又ハ其他ノ砂利ヲ持チ込ミ高低ナク搔キ均スルコト  
車跟ノ深サ大ナルトキハ栗石ハ荒砂利ヲ持チ込ミ其ノ上目潰シ砂利ヲ用ヒ搔キ均スコト
  - 四、路面ニ突出セル玉石、栗石、木根等ハ之ヲ除キ砂利又ハ眞砂土ヲ以テ跡埋ヲ爲スコト
  - 五、雜草、木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ浚渫泥土等ヲ實用路面ニ搬出セサル様注意スルコト
  - 六、馬踏ハ常ニ弧形ヲ保チ道路兼用ニアラサルモノハ芝ヲ以テ覆フ様ナスコト
  - 七、馬踏ニ凹凸ヲ生シタル場合ハ削リ均ナラスコト又ハ凹所ニ眞土ヲ填充スルコト
  - 八、法面ノ崩欠所ヲ發見シタルトキハ良質土ヲ補足シ入念ニ蟄搗シテ張芝ヲナスコト
  - 九、鼠土龍穴ハ少クトモ二尺以上切返シ蟄搗スルコト
  - 一〇、乾燥割法包覆弛割等ハ前後ノ状態ニヨリ階段切ヲナシ入念蟄搗スルコト
  - 一一、芝ノ枯損セルモノアルトキハ直ニ良質ノ芝ヲ以テ換ヘ目串止トスルコト
  - 一二、河岸防護ノ諸工事施行箇所ニシテ破損アルトキハ應急工事トシテ雜木ヲ以テ修繕ヲナシ其ノ旨所轄土木出張所ニ届出ツルコト



00511

- 一三、石堤防ノ積石張石ニ離脱、狂ヲ生シタルトキハ速ニ適當ナル形狀寸法ノ石ヲ以テ補修積直シヲナスコト
  - 一四、石堤ノ基礎洗ハレテ根石露出スルニ至リタルトキハ大石ノ曳付ヲナスコト
  - 一五、石堤ノ法面一般ニ狂ヲ生シタルトキハ合端コンクリートヲ填充スルコト
  - 一六、根固、木工沈床及牛柁類ノ葺石流失又ハ木材折損セルトキハ同一種類ノ材料ヲ以テ補修スルコト
- 第三條 前各條ノ外出水時ニ於テハ左記事項ニ留意スヘシ
- 一、出水ノ場合ニ於テハ河水其他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁ノ危害豫防上必要ナル措置ヲナスコト
  - 二、出水時ニ於テ道路、橋梁等破壊ノ虞アル場合ニ於テ關係官吏員ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從ヒ防備ニ盡スコト
  - 三、道路ノ大修繕ヲ要スルト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木出張所ニ通知スルコト
  - 四、風雨強キ際ハ区域内ノ河川ヲ巡視シ上流町村ト連絡ヲ保洪水時ノ豫報ヲナスコト
  - 五、出水ニ際シ堤防護岸ニ危険アルヲ發見シタルトキハ應急ノ水防工事ヲナスト同時ニ所轄土木出張所ニ急報シ其ノ指揮ヲ受クルコト

00512

- 六、堤腹ニ水門又ハ水拔渠ノ如キモノアルトキハ迅速ニ之ヲ閉ツルコト
- 七、前項ノ他總テ洪水時ニハ大正六年十月鳥取縣訓令第三十八號水害防備ニ關スル規定ヲ勵行スルコト
- 第四條 作業又ハ修繕工事ヲ爲ス爲特ニ多額ノ費用若ハ勞力ヲ投セムトスル場合ニ於テハ所轄土木出張所ニ届出テ又ハ其ノ指揮ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ

告 諭

鳥取縣告諭

交通運輸機關ノ完否ハ文化ノ普及産業ノ發達ニ極メテ密接ノ關係ヲ有シ治水施設經營ノ良否亦民力ノ消長國運ノ隆替ニ影響スルコト甚大ナルハ言ヲ俟タサルナリ就中道路ハ普々地方分布シ其ノ利用效果極メテ大ニシテ之カ改良發達ヲ圖ルハ治水施設ノ保全ト共ニ地方開發ノ爲極メテ緊要ノ事項ナリトス縣下道路河川等ノ施設ニ必要ナル經費ハ其ノ大部分ハ縣費支辨ニ係ルモノナルカ今ヤ縣經濟ヲ以テ施設經營スヘキ事業年ト共ニ多端ヲ加ヘ其ノ負擔甚タ輕カラス殊ニ本縣ノ財政ハ大正元年以降水害其他ニ費シタル經費莫大ニシテ現ニ縣債ハ積ムテ一千數百萬圓ニ達ス本縣産業施設ノ十分ナ

00513

ル能ハサルハ蓋シ如上財政上ノ困難ニ起因スルコト少シトセス由テ之ヲ觀ルニ道路河川等ノ施設經營ヲ獨リ公費ノ支辨ノミニ委ストキハ到底遺憾ナキヲ期スル態ハス特ニ直接利害關係アル地元市町村民ノ協力ニ俟ツコト切要ナリトス各地元市町村民ニ於テ協力一致其ノ關係道路橋梁河川堤防護岸等ノ損壞ヲ甚シキニ至ラシメス不紊ニ於テ愛護節用シ維持修理ニ努メ之カ利用ヲ全カラシメ且災定ヲ未然ニ防止スルハ各自ノ福利ヲ増進シ災禍ヲ回避スル所以タルノミナラス是實ニ社會奉仕ノ美風ニシテ多年馴致セラレタル良俗ノ發揮ナリト云フヘシ然ルニ近時法令上公費ヲ以テ支辨スヘキ道路河川ノ施設ニ對シテハ之カ利害關係極メテ密接ナルモノアルニ拘ラス直接其ノ保全ノ義務ナキノ故ヲ以テ之ヲ一ニ關係管理廳ニ委シテ敢テ顧ミス舊來ノ良俗漸ク頽廢セムトスルハ深ク遺憾トスル所ナリ

公共施設ノ恩澤ニ浴スルハ主トシテ地元市町村民ナレハ徒ニ管理權ノ所在經費負擔ノ關係ヲ云爲シテ道路河川ノ荒廢ヲ袖手傍觀スルカ如キコトナク常ニ之カ愛護保全ヲ念トシ進シテ其ノ機能ノ増進ヲ計ルヘキハ地元市町村民當然ノ義務ナリト謂ハサルヘカラス近時各種ノ法制ニ於テ受益者負擔ノ制度ヲ設ケタ所以ノモノ亦全ク此ノ趣旨ニ因ルニ外ナラス

縣民宜シク茲ニ鑑ムル所アリ自治公共ノ精神ヲ發揮シ公共施設ヲ害スルカ如キ行爲ハ互ニ之ヲ慎ミ

00514

避クルハ勿論進シテ其ノ修理保護ニ任シ各人業務閑散ノ時期ヲ選ミテ努力ヲ提供シ道路ノ穴埋不陸均砂利數込河川ノ浚深堤防護岸ノ修理等ヲ行ヒ益々公共施設愛護保全ノ良風ヲ作興シ以テ地元民ノ義務ヲ完ウスヘシ之等ノ行爲ハ概ネ舊來ノ慣行ニ依リ地元民ニ於テ爲シ來リタル所ニシテ特別受益者トシテ亦當然爲スヘキ最少限度負擔ニ屬ス

青年團在郷軍人會婦人會等ハ一郷風教ノ中堅トシテ卒先シテ公共施設愛護保全ヲ念トシ之等ノ作業ニ從事スルニ於テハ一般民衆モ之ニ倣ヒ其ノ良風ヲ馴致スル效果鮮少ナラサルノミナラス是實ニ其ノ團體存立ノ目的ニ鑑ミ極メテ恰好ノ措置タルヘキヲ信ス

冀クハ縣民タルモノ宜シク上述ノ趣旨ヲ體シ實踐躬行以テ道路愛護治水施設保全ノ良俗ヲ擴充シ相牽キテ其ノ實績ヲ舉ク地方文化ノ開發福祉ノ増進ニ寄與セムコトヲ

右諭告ス

昭和七年四月二十二日

鳥取縣知事

館

哲

二